

「短期大学 公的研究費の不正防止に関する基本方針」

2016年2月16日制定

2019年4月1日一部改定

学校法人大阪夕陽丘学園が設置する大阪夕陽丘学園短期大学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定)」に基づき、公的研究費の不正防止に関する基本方針を以下のように定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

- (1) 公的研究費の運営、管理及び不正行為の防止についての最終責任を負う最高管理責任者を置き、理事長を充てる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営、管理及び不正行為の防止に関し、短大全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、学長を充てる。
- (3) 公的研究費の運営、管理、使用及び不正行為の防止に関し、適切かつ必要な指導を行うコンプライアンス推進責任者を置き、短大事務局長を充てる。
 - ・「短期大学 公的研究費の管理及び監査に関する基本方針(規定)」
 - ・「短期大学 公的研究費の運営・管理に関する実施規定」

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

教職員が遵守すべき行動規範を定め、公的研究費の使用ルールや事務処理手続きに関する説明会を実施し、会計ルールや行動規範の理解不足による不正を防止する。

- ・「短期大学 公的研究費の運営・管理に関わる行動規範」
- ・「短期大学 公的研究費の運営・管理に関する実施規定」

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正の発生を防止するため、不正防止計画を策定・実施し、最高管理責任者の下に不正防止委員会を置く。

- ・「短期大学 公的研究費の不正防止計画(規定)」
- ・「短期大学 公的研究費の運営・管理に関する実施規定」

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

物品等の購入に係わる不正を防止するため、全ての物品等を検収し、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分方針を定める。

- ・「短期大学 公的研究費の運営・管理に関わる行動規範」
- ・「短期大学 公的研究費の運営・管理に関する実施規定」

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の不正等に関する機関の内外からの通報及び相談に対し適切に対応できるよう通報窓口を設置する。

- ・「短期大学 公的研究費の運営・管理に関する実施規定」
- ・「学校法人大阪夕陽丘学園 公益通報に関する規定」